

# 伊方原発運転差止裁判松山地裁判決に関する 広島裁判原告団声明

2025年4月22日  
伊方原発広島裁判原告団

2025年3月18日松山地裁は、愛媛県を中心とする約1500人の原告が訴えていた四国電力伊方原発の運転差止請求を棄却した。その判決の構造は約2週間前に出された広島地裁判決と瓜二つであり、同じ種類の事実誤認まで犯すというお粗末極まりない判決だった。

5

## 1. 規制基準適合性審査申請は「再稼働申請」ではない

判決は例えば「被告は…伊方発電所3号炉（本件原子炉）の再稼働申請をし」（判決要旨1頁）のように随所で被告の原子力規制委員会に対する「原子力規制委員会へ設置（変更）許可申請書等の各種申請」（以下「適合性審査申請」とい  
10 う）を「再稼働申請」と記述している。これは明白な事実誤認である。

規制委は申請の規制基準適合性を審査しているのであり、再稼働の審査をしているのではない。そもそも日本の規制委は当該原子炉に対して運転許可を出す権限を持たないのである。このことは先日の広島地裁に関する原告団声明のなかで比較的詳しく指摘したのでここでは繰り返さない。（3月17日発出広島  
15 地裁判決に関する原告団声明を参照のこと。<https://saiban.hiroshima-net.org/seimei/20250317.pdf>）

被告四国電力が規制委に対してなした行為は、この裁判全体の最も重要な事実関係の一つである。ここで松山地裁が事実誤認を犯すとはお粗末極まりない  
20 というにとどまらず、判決全体に対する信頼性を根本から揺るがすものとなっている。

## 2. 規制委審査合格を「安全」を担保していると事実誤認している

判決は次のように言う。「原子力規制委員会がこれに適合するものとして安全性を認めた原子力発電所は、…原子力発電所に求められる安全性を具備するもの  
25 のといえる。」（判決要旨2頁）

これは明白な事実誤認である。規制委は申請の基準適合性を審査しているのであり、「安全」を審査しているのではない。このことは現在の新規制基準施行

時、当時の規制委委員長田中俊一氏が国会や記者会見で再三再四強調していた点である。さらに当時田中氏は「従って規制基準に適合したからといって安全とは申し上げません」とも述べている。事実、現在の原子力規制体系は、原発の重大事故（炉心溶融、放射性物質の環境への放出またはその恐れのある事故）まで  
5 想定し、原発30km圏住民に避難を義務づけてもいるのである。判決が言うように規制委が適合性を認めたからといって、「原子力発電所に求められる安全性を具備するものといえる。」とするのはお粗末極まりない事実誤認である。「1.」と同様、判決の信頼性を根本から疑わせる。

### 10 3. リスクベネフィット論の誤り

判決は次のように言う。「科学技術を利用した装置は、人の生命及び身体等を侵害する危険性を伴っているものの、その危険性が社会通念上容認できる水準以下のものであるか、又は、その危険性の相当程度が管理できるものと考えられる場合には、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさ  
15 との比較衡量の上で、その装置は一応安全なものとして利用されている（相対的安全性）。」（判決要旨1頁）

これは原発を利用することの便益（ベネフィット）とその危険（リスク）を比較衡量する議論であり、原子力事業者がよく使う「リスクベネフィット論」である。リスクベネフィット論そのものはよく使われる手法であり、そのこと自体誤り  
20 ではない。しかし比較衡量の両項は価値論において同等でなければならない。これがリスクベネフィット論の論理的規範である。しかるに判決の採用するリスクベネフィット論はこの規範に反している。すなわち原発を利用することのリスクとは人の生命・身体等が脅かされるリスクであり、生命・身体等の価値は絶対的価値である。一方、原発を利用することのベネフィットとは電力を生産し  
25 供給する経済的価値である。経済的価値は相対的価値に過ぎない。すなわち判決の採用するリスクベネフィット論は絶対的価値を相対的価値と比較衡量するという論理的、倫理的、道徳的誤りを犯している。さらにいえば日本国憲法において人の生命・身体等は最高の法益を持つとされており、日本国憲法の番人である裁判所が、こうした誤ったリスクベネフィット論を無批判かつ安易に採用して  
30 いる事実は、日本の司法の腐朽が一層進行している表れというべきである。

### 4. 原発不必要論の不採用

判決は次のように言う。「原告らの生命及び身体等に対する具体的危険がある場合であるにもかかわらず、本件原子炉の運転が必要であるとか、公益にかなう  
35 などといった理由で運転を認めることは相当ではないから、本件原子炉の運転

の必要性や公益性があることは、本件原子炉の運転差止めの可否を判断するに当たっての考慮要素となるものではない。他方、本件原子炉の運転の必要性がないことによって上記の具体的危険があるということにはならないから、本件原子炉の運転の必要性がないことは、運転の差止めを理由づけるものではない。」

5 (判決要旨3頁)

極めて稚拙な言い回しのため趣旨が明瞭ではないが、要するに本件の争点は「原告らの生命・身体等に対する具体的危険」であるから、原発が必要である（「原発必要論」）、あるいは原発が不必要である（「原発不必要論」）などといった議論は採用できない、との主張である。一見もっともらしい主張だが、判決はすでに「原発必要論」を採用している。その個所は「3.」で展開しているリスクベネフィット論である。リスクベネフィット論は原発の便益を比較衡量の片項としているが、原発の便益は「原発必要論」を前提としてはじめて成り立っている。すなわち判決は、「原発必要論」「原発不必要論」は採用しないと言っておきながら、前段において実は「原発必要論」を採用しているのである。結果、こ

10

15

ここは「原発不必要論」は採用しない、と言っているに等しい。ちょっと頭のいい高校生ならすぐ気がつく論理矛盾だが、堂々と判決においてこの論理矛盾を展開する日本の裁判官、その劣化・腐食が一層進行している表れというべきであろう。

## 20 5. 立証責任の所在

判決は次のように言う。「まず、被告において、上記の具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張立証する必要がある、これが尽くされないときは、具体的危険の存在が事実上推定されるというべきである。」

(判決要旨2頁)

25 これは原発裁判の特殊性に鑑み、まず立証責任は被告にある、とする箇所である。ところが当該原子炉は規制委の適合性審査に合格し、その安全が担保されているので被告の立証責任は果たされている、と続いて判示する。ところで前述の通り「適合性審査合格は安全を担保するものではない」であり、判決の「安全は担保されている」とする事実誤認はここで死活的なエラーとなっている。

30 判決はこの死活的なエラーを前提として次のように言う。「被告がこの主張立証を尽くしたときは、原告らは、本件原子炉の安全性に欠ける点があり、原告らの生命及び身体等が侵害される具体的危険が存在することを主張立証する必要がある。」(判決要旨3頁)

35 ここで一見被告が負うと見せかけた立証責任は、結局原告に負わせることになるのである。これはすぐさま、原告が伊方原発の運転に伴う具体的危険を主張

立証することが果たしてできるのか、という問題に置き換わる。議論の余地なくこれは不可能事である。原告にできることは伊方原発の運転に伴う具体的危険に関する「合理的な疑い」を提示することのみである。それ以上のことはできない。「伊方原発の運転に伴う具体的危険」を立証できるのは全知全能の神のみである。

## 6. 積み重ねられてきた司法の知恵（結語にかえて）

日本の司法は公害裁判、原発裁判などにおいて非常に困難な課題に直面してきた。すなわち一般裁判においては、主張立証責任は原告にある、とする従来判断枠組みでは、公害や原発事故の社会に対する深刻な被害問題と正面から向き合うことができないという困難である。

この困難を乗り越えるため、一言でいえば、「危険の不存在」の主張立証責任を、公害企業や原子力事業者、あるいは国策として原発推進を進める国などに対して課してきた。これを「立証責任転換論」と呼ぶならば、1972年7月四日市公害訴訟津地裁判決、1992年10月伊方原発原子炉設置許可取消訴訟最高裁判決など、数多くの裁判で立証責任転換論が採用されてきた。最近の例でいうならば、2017年3月伊方原発運転差止広島高裁仮処分決定、2020年12月大飯原発3・4号機運転差止大阪地裁判決などがある。これら立証責任転換論の採用はまさに「司法の知恵」というべきものだった。

今回松山地裁がなぜこの司法の知恵を採用しなかったのか、判決のどこを読んでもその理由は説明されていない。

愚かな裁判官たちによって、営々と積み上げられてきた司法の知恵は、弊履のごとく捨てられ、日本の司法の構造的腐食がさらに進められた、というほかはない。

しかしながら、構造的な腐食が進む日本の司法ではあるが、賢明な、そして日本国憲法の精神を死守しようとする裁判官は一定程度存在する。いくつかの判例がそれを示している。私たちはそうした裁判官に出会うまで戦いを続けていくであろう。

以上